

確認検査申請手数料の減免について

弊社では、東日本大震災及び台風19号による被害を受けられた方の建築確認検査申請手数料を下記のとおり免除を行います。

(1) 対象 ……次の全要件を満たしたもの

1. 延べ床面積が500㎡以下の全ての住宅の新築・増改築・移転・大規模の修繕に係る確認検査手数料。
但し、主要用途が住宅であっても申請に係わる部分に住宅が含まれないものは除きます。
2. 構造計算適合性判定が必要な物件は除きます。
3. 工作物・建築設備は除きます。

(2) 必要書類

官公署が発行する「り災証明書等」の写し

※ 確認申請書の申請者と上記証明書の氏名が一致していることが必要です。

り災証明書等申請者の親族が建築確認等申請者である場合など、合理的事由がある被災案件に係る建築確認申請等申請者に対しては、り災証明書等の申請者との関係性を確認するために住民票の写し等の添付を求める場合があります。

(3) 実施期間

確 認 : 2011年4月25日 から 2023年2月28日まで申請の分

※ただし、台風19号被害による申請は2022年10月13日まで申請の分

中間・完了 : 中間及び完了検査に関しては2011年12月1日～2023年2月28日までの申請分

(但し、確認申請を当社で受付けたものに限りです)

※ただし、台風19号被害による申請は2022年10月13日まで申請の分

(4) 免除金額は『被害の程度』により異なりますので下記一覧をご確認ください。

床面積の合計	被害の程度	手数料の額			(中間検査を実施しない)
		確認審査	中間検査	完了検査	完了検査
30㎡	半壊に至らない被害	全額免除	料金表のとおり	料金表のとおり	料金表のとおり
	半壊以上	全額免除	全額免除	全額免除	全額免除
30㎡を超え 100㎡以内	半壊に至らない被害	全額免除	料金表のとおり	料金表のとおり	料金表のとおり
	半壊以上	全額免除	全額免除	全額免除	全額免除
100㎡を超え 200㎡以内	半壊に至らない被害	全額免除	料金表のとおり	料金表のとおり	料金表のとおり
	半壊以上	全額免除	全額免除	全額免除	全額免除
200㎡を超え 500㎡以内	半壊に至らない被害	全額免除	料金表のとおり	料金表のとおり	料金表のとおり
	半壊以上	全額免除	全額免除	全額免除	全額免除